

HK26.11.29.

官  
禁

## 主要目次

主要目次	法 律	職等に関する就職禁止、退 職に該当する者に対する規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書	公職に該当する者に対する勅令の規定の解 除による覚書
○ 土地收用細目(千葉県) 一部改正	五四八	○ 地方自治事項 一部改正	五四七	○ 群馬県告示(保指)第一号の 一部改正	五四七	○ 工業標準化法施行規則によ り暖房用鑄鐵放熱器等の表 示許可申請書および表示の表 様式等指定	五四五	○ 鉱工業品の品目指定の公表 に該当する件等の一部改正	五四七
○ 芝崎燈台暴風標識信号所設 置	五四七	○ 農林漁業組合再建整備法施 行規則に基き、增资奨励金規 則に該当する件等の一部改正	五四二	○ 町村の境界変更(栃木県) 連合國財産の譲渡、引き渡 し命令	五四一	○ 外国郵便為替料金規則の一 部改正	五四一	○ 農林漁業組合再建整備法施 行規則の一部改正	五四一
○ 地方財政平衡交付金法の一 部改正	五四〇	○ 地方税法の一部改正	五三九	○ 農林漁業組合再建整備法の 設立に関する登記規則	五四一	○ 総理府内部部局組織規程の 一部改正	五三九	○ 関税法等の一部改正	五三七
○ 地方税法の一部改正	五三七	○ 農林漁業組合再建整備法の 設立に関する登記規則	五四一	○ 総理府内部部局組織規程の 一部改正	五三九	○ 関税法等の一部改正	五三七	○ 地方税法の一部改正	五三七

# 当者の指定の解除に関する法律

## (解除)

**第一條** 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該當者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第十二条の規定により令第一号による覚書該當者としての指定を受けたものとみなされた者を含む。以下「覚書該當者」という。)につき、その指定が著しく不公正であると認めるに至つたときは、次條第一項の規定による申請に基いて、その指定を解除することができる。

## (解除の申請)

**第二條** 覚書該當者(覚書該當者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不公正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添附して、前條の規定による指定の解除を申請することができる。)

昭和二十六年十一月二十九日  
内閣総理大臣 吉田 茂

公職に関する就職禁止、退職等  
に関する勅令の規定による覚書該  
当事者の指定の解除に関する法律を  
ここに公布する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申請書を受け取つたときは、すみやかに、これを公職資格訴願審査会に送附するものとする。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委長の決するところによる。  
(審査会への資料の提出等)

第四條の二、第四條の三及び第五條第三項を削る。

**第四條** 覚書該當者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の

審査会は、解除を申請した者又はその指定する代理人に審査会に出頭して意見を述べる機会を與えた後でなければ、解除を不相当とする議決

解除のあつた日において回復する。  
この場合において必要な事項は、政  
令で定める。

をすることはできない。  
（秘密を守る義務）

**第五條** 内閣総理大臣は、覚書該當者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならぬ。

(審査会の庶務) する事項を外部にもらしてはならぬ。

(公職資格訴願審査会)

**第十一條** 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。

その意見を答へさせたと  
理府の附屬機関として公職資格訴願  
審査会(以下「審査会」という。)を置  
く。

**第十一條** 前各條に定めるものの外、議事の手続その他の審査会の運営に関する必要な事項は、委員長が定めることとする。

**(審査会の組織)**  
**第七條** 審査会は、委員七人以内で組織する。

## 第十三條 第二條第一項の規定によ る (罰則) 申清書又は正廻書類として、重要

から、内閣総理大臣が任命する。  
委員は、非常勤とする。  
審査会に委員長を置く。委員長

事項について虚偽の記載又は事実をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

は、委員が互選する。

附 則

の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 令第一号の一部を次のように改正する。





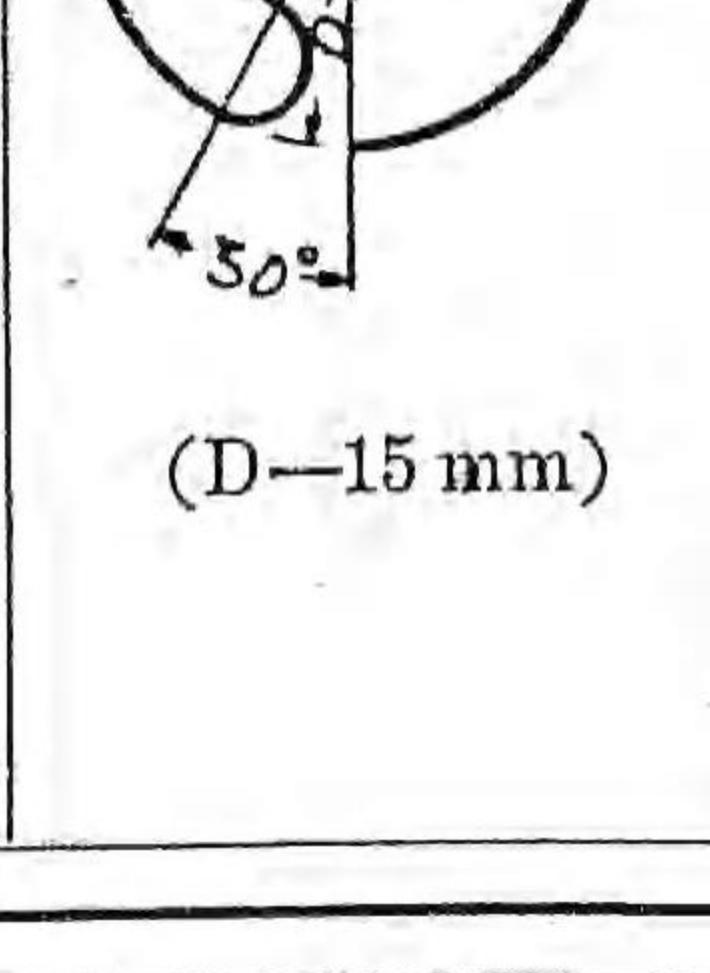
第7468号

543 昭和 26 年 11 月 29 日 木曜日 官 報

昭和 26 年 11 月 29 日 木曜日 官 報

HK 26.11.29.

第71468号

指定品目		場所(見やすいところに) 方 法	表 示 容	通商産業大臣 高橋龍太郎 可申請書および表示の様式等を定める。 昭和二十六年十一月二十九日
左 側 下	右 側 下			
製造業者 の略号	(D-15 mm)			
暖房用鋳鉄放熱器 に 製品ごと(各節 に) 鋳出し				
左 側 下	右 側 下	内 容	示 容	示 容
ビ ア ノ 線	ビ ア ノ 線 材	一コイルごと	一コイルごと	一コイルごと
一コイルごと	一コイルごと	刻印した金属板 を結ぶ。	刻印した金属板 を結ぶ。	刻印した金属板 を結ぶ。
荷札をつける。				
日本工 業規格 による種類 番号	日本工 業規格 による種類 番号	日本工 業規格番号 日本工 業規格による種類 番号	日本工 業規格番号 日本工 業規格による種類 番号	日本工 業規格番号 日本工 業規格による種類 番号
日本工 業規格 による種類 番号	日本工 業規格 による種類 番号	(D-10 mm 以上)	(D-15 mm 以上)	(D-15 mm 以上)
日本工 業規格 による種類 番号	日本工 業規格 による種類 番号			

農林省告示第四百三十四号		農林漁業組合再建整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十一号）第三條第三項（第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基き、昭和二十六年農林省告示第百八十三号（増資獎励金交付申請書等の様式）の一部を次のように改正する。	
名 称	目的	文部大臣 天野 貞祐	昭和二十六年十一月二十九日
文部大臣 天野 貞祐	通信教育近代理孔版技術講座「基礎技術科」第一部に引き続き、第二部においてさらに完全な技術の普及と向上を図り、有能な職業人を育成し、もつて、わが国の文化に貢献することを目的とする。	農林大臣 根本龍太郎	昭和二十六年十一月二十九日
（一）増資所要額以内的増資額に対する奨励金額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（二）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（三）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（四）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計
（五）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（六）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（七）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（八）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計
（九）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（十）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（十一）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計	（十二）増資所要額をこえる増資額に対する奨励金額を金合計
（註）増資所要額とは、昭和二十七年三月三十一日までにおいては、指定日ににおける固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一（連合会にあつては五分の一）の額をいう。	（註）増資所要額とは、昭和二十七年三月三十一日までにおいては、指定日ににおける固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一（連合会にあつては五分の一）の額をいう。	（註）増資所要額とは、昭和二十七年三月三十一日までにおいては、指定日ににおける固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一（連合会にあつては五分の一）の額をいう。	（註）増資所要額とは、昭和二十七年三月三十一日までにおいては、指定日ににおける固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一（連合会にあつては五分の一）の額をいう。

●大蔵省告示第千七百九十七号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、川北東農協四周年記念定期貯金の細目等を次のように定める。									
昭和二十六年十一月二十九日 大蔵大臣 池田 勇人 川北東農協四周年記念定期貯金									
二 条 件									
(一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 利息 付けない。									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一日から同月三十一日まで。									
四 割増金 約定定期積金									
等級 一等 三〇、〇〇〇円 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 計 一一〇〇									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 計 二八二									
二 条 件									
(一) 契約期間 六月 (二) 預入金額 一口千円 (三) 利息 付けない。									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月 一日から同月三十一日まで。									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 三〇、〇〇〇円 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 計 一〇〇									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 計 二六三									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									
四 割増金 割増定期積金									
等級 一等 五〇、〇〇〇 二等 五、〇〇〇 三等 一、〇〇〇 四等 五〇〇 五等 一〇〇 六等 五〇 七等 二〇〇 計 一五五									
二 条 件									
(一) 契約期間 一年 (二) 給付金額 一口一万二千円 (三) 挂金の金額 及び回数 (四) 抽せん権									
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一千円 十二回									

④ 通商産業省告示第二百八十一号

新、主たる営業所の所在地	新潟市海運町一丁目一番地
変更年月日	昭和二十六年八月十日
●運輸省告示第二百九十七号	左の通り暴風標識信号所を設置した旨の届出があつたから、暴風標識規則(昭和二十五年運輸省令第四十四号)第六條の規定により、告示する。
昭和二十六年十一月二十九日	運輸大臣 山崎 猛
一、名 称	鯵崎燈台暴風標識信号所
二、設置場所	岩手県下閉伊郡重茂村
三、標柱の高さ	十二メートル
四、暴風標識あげおろしの開始期日	昭和二十六年十二月一日
五、管理 者	鯵崎燈台長

正	誤	正
五百一 五七	二二〇	勅令第二百 勅令第三百 二十九号 二十九号
		總理府官報報告主任
昭和二十六年十一月八日農林省告示 第三百八十五号中一〇一頁一段登録番 号一一九五の「製造業者又は輸入業者 の氏名及び住所」欄中「農品研究所」は 「藥品研究所」の誤り。		
農林省官報報告主任		
昭和二十六年十月三十一日官報号外 (第八十八号)公布郵政省令第一十四号 (郵便為替規則の一部を改正する省令 中二頁二段末行「き損」は「き損」の、 同三段七行「き損」は「き損」の、同三 頁一段終りから八行「従い」は「従い の、同四頁一段四行「不用」は「不明」		

三 普通電報による場合 六十円  
四 至急電報による場合 百二十円

の、同五段一六行「もどしの請求」電信  
証書」のいずれも誤植

## 国 会 事 項

○衆 議 院

●法律公布奏上及通知 十一月二十一日  
日次の法律の公布を奏上し、その旨を  
議院に通知した。

未復員者給與法等の一部を改正する  
法律

繭糸価格安定法

●通知書受領及通知 十一月二十七  
佐藤参議院議長から林議長宛、参議院  
は運輸審議会委員に三村令二郎を任  
することに同意した旨の通知書を受  
した。

三 普通電報による場合 六十円  
四 至急電報による場合 百二十円

信為替証書」は「もどしの請求」 電信為替証書

よつて両議院は右の通り同意した  
内閣に通知し、その旨参議院に通知  
た。

○議案送付 十一月二十七日参議院  
送付した内閣提出案は次の通りで  
る。

財政法、会計法等の財政関係法律  
一部を改正する等の法律案

○回付議案受領 十一月二十七日参  
院から回付された内閣提出案は次の  
りである。

繩糸価格安定法案

國會事百

普通電報による場合 六十円  
至急電報による場合 百二十円  
普通電報による場合 六十円  
至急電報による場合 百二十円

官 鄉

これらの品目に関する表示許可申請書の様式等は、昭和二十五年三月通商産業省告示第四十号（日本工業規格表示許可申請書の様式に関する件）の様式等と同じ。ただし、別紙書類は次の通り。

1 工場沿革  
2 工場組織（役員名・工員数・職員（事務・技術の別）数を併記する。）  
3 最近六か月の月別生産量  
4 最近六か月のおもな材料（原料を含む）の取引先・主要外注部品の取引先  
5 検査設備一覧表（台数・形式・容量・製造者名・製造年）  
6 検査実施状況の概要  
7 添付図表

(1) 工場配置図  
(2) 製造工程図  
(3) 主要設備一覧表（名称・台数・形式・容量・製造者名・製造年）  
(4) 主要設備機械配置図

備考 1・2・7の(1)以外は指定商品

二 昭和二十六年三月通商産業省告示 第七十三号の表鉄管継手の場所欄の上端に「どちらか」を加える。

◎運輸省告示第一百九十五号  
倉庫営業者の営業が相続により次のように承継された。  
昭和二十六年十一月二十九日  
相続人 鶴川倉庫 鶴川金二  
被相続人 鶴川倉庫 鶴川惠七  
主たる営業所の所在地地  
承継年月日 昭和二十六年四月二十八日  
運輸大臣 山崎 猛

◎運輸省告示第一百九十六号  
倉庫営業者の営業所が次のように変更された。  
昭和二十六年十一月二十九日  
運輸大臣 山崎 猛

●建設省告示第千十七号

宇都特別都市計画復興土地区画整理を特別都市計画法第十六條第三項の規定により指定する。

昭和二十六年十一月二十九日

建設大臣 野田 卑一

●群馬県告示(保指)第二号

昭和二十六年八月十一日附官報、群馬県告示(保指)第一号の一部を、次のように抹消及び改正する。

昭和二十六年十一月二十九日

群馬県知事 伊能 芳雄

昭和二十六年八月十一日附官報第七三七七号二三〇頁三段十六行及び十七行目「昭和二十六年一月十三日附」及び同段二十行目から二三一頁一段二十八行目まで、並びに同頁四段六行目から二三二頁四段十三行目までを抹消し、二三一頁四段五行目「以上水源涵養林」を「以上干害防備林」に改める。

正誤

昭和二十六年十月二十五日公布政令第三百四十号小切手法の適用に付銀行と同規すべき又は施設を定むるの件

「不在」の、同二段終りから五行「渡停止」の「渡の停止」の、同五頁普通為替証書(表面)中「 <u>略</u> 」 <u>略</u> 中「 <u>略</u> 」 <u>略</u>
昭和二十六年十月三十一日官報号外
(郵便為替規則の一部を改正する省令)
〔二〕特殊取扱をしない郵便による場合
〔一〕速達郵便による場合 三十五円
〔二〕普通電報による場合 七十五円
〔三〕至急電報による場合 百四十円
〔四〕同終りから六行から一行
〔一〕特殊取扱をしない郵便による場合 二十円
〔二〕速達郵便による場合 七十円
〔三〕普通電報による場合 百二十円
〔四〕至急電報による場合 一百四十円
〔一〕同四頁二段二〇行から二四行
〔二〕特殊取扱をしない郵便による場合 十円
〔三〕速達郵便による場合 三十五円
〔四〕普通電報又は至急電報による場合 電報料金に相当する金額
〔一〕同四段七行から一一行
〔二〕特殊取扱をしない郵便による場合

昭和 26 年 11 月 29 日 木曜日 官 報

Digitized by srujanika@gmail.com

(D-24mm以上)	(日本工業規格番種 日本工業規格による種 許 (許可番号) (製造年) 月 (製造業者名(または略号))
(D-20 mm 以上)	
る銅リト ト線形口 りみ硬 線ぞ銅リ に付ト 限硬口線	る後 自動車写 用に 限鏡
	る式窓 自動車用ふ 真空式の に電気き
	方自動車向 用指腕木式器 に限る。

警音器に同じ。  
（側面に）ドラムごと  
すり込み

The diagram shows a circular component with a central vertical slot. The width of this slot is indicated as  $\frac{1}{20}D$ . On either side of the central slot, there are two horizontal slots, each also labeled  $\frac{1}{20}D$ . The angle between the central vertical slot and one of the horizontal slots is marked as  $30^\circ$ .

(D-100 mm 以上)

昭和26年11月29日

- 議案通知　十一月二十七日次の内閣提出案(參議院回付)に対する參議院の修正に同意した旨參議院に通知した。  
繩糸価格安定法案
- 議案通知書受領　十一月二十七日參議院から、本院の回付した次の參議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。  
未復員者給與法等の一部を改正する法律案
- 緊急質問提出　十一月二十七日提出した緊急質問は次の通りである。  
社会保障制度促進に関する緊急質問  
(福田昌子提出)
- 参議院
- 請願書及び陳情書送付　十一月二十七日議院において採扱することを議決した福島地方法務局塩川出張所存置に關する請願外十七件の請願および秋田地方法務局強首出張所存置に関する陳情外六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
- 議案受領　十一月二十六日衆議院から左の内閣提出案を受領した。  
物品税法の一部を改正する法律案  
十四名提出
- 議案受領(予備審査)　十一月二十六日衆議院から左の議案が送付された。  
企業合理化促進法案(小金義照外二名提出)
- 議案付託　十一月二十六日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。  
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
- 又同日内閣から左の議案が送付された。  
物品税法の一部を改正する法律案  
(閣法第三五号)
- 議案付託(予備審査)　十一月二十六日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

会六 案会 法案 一  
企業合理化促進法案（小金義照外三  
十四名提出）（衆第七号）  
四名提出）（衆第八号）  
通商産業委員会に付託  
真珠養殖事業法案（石原円吉外十  
水産委員会に付託  
議案送付 十一月二十六日可決した  
左の本院提出案は、即日これを衆議院  
に送付した。  
文化財保護法の一部を改正する法律  
案 又同日可決した左の内閣提出案は、  
即日これを衆議院に送付した。  
裁判所職員臨時措置法案  
議決通知 十一月二十六日本院は、  
左の衆議院提出案を可決した旨衆議院  
に通知した。  
博物館法案  
外務省設置法案  
漁港法の一部を改正する法律案  
又同日本院は、衆議院送付の左の内  
閣提出案を可決した旨衆議院に通知し  
た。  
關稅法等の一部を改正する法律案  
又同日本院は、衆議院送付の左の内  
閣提出案を可決した旨衆議院に通知し  
た。  
輸出信用保険法の一部を改正する法  
律案  
中小企業信用保険法の一部を改正す  
る法律案  
地方稅法の一部を改正する法律案  
又同日本院は、衆議院送付の左の内  
閣提出案を可決した旨衆議院に通知し  
た。  
輸出信用保険法の一部を改正する法  
律案  
外務省設置法  
又同日本院議長から左の法律の八  
布を奏上した旨の通知書を受領した。  
外務省設置法  
關稅法等の一部を改正する法律  
輸出信用保険法の一部を改正する法  
律  
中小企業信用保険法の一部を改正す  
る法律

文化財保護法の一部を改正する法律	地方税法の一部を改正する法律	地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
博物館法	漁港法の一部を改正する法律	内閣總理大臣宛左の決議を送付した。
●決議送付 十一月二十六日議長から 内閣總理大臣宛左の決議を送付した。 綱記肅正に關する決議	●報告書提出 十一月二十六日委員長 から左の報告書を提出した。	●報告書提出 十一月二十六日委員長 から左の報告書を提出した。
○内閣	○内閣	○内閣
外務委員会請願審査報告書第一号同 特別報告第一号	外務委員会陳情審査報告書第一号同 特別報告第一号	外務委員会請願審査報告書第一号同 特別報告第一号
○官庁事項	○官庁事項	○官庁事項
○最高裁判所	○最高裁判所	○最高裁判所
●刑事補償法による補償決定の公示 刑事補償決定公告	●刑事補償法による補償決定の公示 刑事補償決定公告	●刑事補償法による補償決定の公示 刑事補償決定公告
従七位に叙する	従七位に叙する	従七位に叙する
河野 登	河野 登	河野 登
番地	官 庁 事 項	官 庁 事 項
本籍 大分県速見郡山浦村大字吉 野渡八百十四番地	官 庁 事 項	官 庁 事 項
住居 別府市上人区円通寺九十七 番地	官 庁 事 項	官 庁 事 項
請求人 阿部 礼治	官 庁 事 項	官 庁 事 項
右請求人に対する物価統制令違反被 告事件について、当裁判所は、昭和二十 三年八月十六日右請求人に対し無罪の 判決をし、その判決は確定したので、 当裁判所は同人の請求により、昭和二	官 庁 事 項	官 庁 事 項

551 昭和 26 年 11 月 29 日 木曜日 官報

第7468号

551	昭和26年11月29日	木曜日	官報	第7468号
新旧勘定併合公告	当会社は昭和二十六年九月三十日を以て新旧勘定を併合致しましたの企業再建格備法第三十七條の規定により此の段公告致します。	昭和二十六年十一月二十九日 大阪府岸和田市春木町四百十六番地の一 大阪府水産業会 清算人 住 留吉	日本水飴工業株式会社 清算人 岸本理三郎	昭和二十六年十一月二十九日 神戸市生田区加納町三丁目三〇 泉計理事務所内 代表清算人 猪瀬 武平
解散公告(第一回)	当水産業会は水産業協同組合の制に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)第一條第三項の規定により昭和二十一年十月十五日解散したから当水産業に債権を有せられる向は第一回公告載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。もし期間中に申出ない時は清算り除斥する。	昭和二十六年十一月二十九日 大阪府岸和田市春木町四百十六番地の一 大阪府水産業会 清算人 住 留吉	日本水飴工業株式会社 清算人 岸本理三郎	昭和二十六年十一月二十九日 栃木県宇都宮市上河原町五六〇 番地 代表清算人 猪瀬 武平
解散公告(第二回)	当会社は昭和二十六年八月二十七日臨時株主総会の決議により解散しましたので債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し古期间内に申出がない時は清算から除せられます。若し古期間内に申出下さい。若し古期間内に申出がない時は清算から除せられます。	昭和二十六年十一月二十九日 神戸市生田区加納町三丁目三〇 泉計理事務所内 代表清算人 猪瀬 武平	日本水飴工業株式会社 清算人 岸本理三郎	昭和二十六年十一月二十九日 神戸市生田区加納町三丁目三〇 泉計理事務所内 代表清算人 猪瀬 武平

当会社は昭和二十六年七月一日開催の臨時株主総会に於て発行する株式の総数及び発行済株式の総数並に発行済前面株式の数を各千株とし資本の額を五万円とすることを決議したから異議ある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年七月一日  
大分市大字大分五百二十番地

株式会社山崎時計店

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年九月二十四日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に對して債権を有する者は、公告掲載の翌日から二箇月以内に申出がされたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十月四日  
堺市五條通六丁五十五番地

三石肥料株式会社  
代表清算人 沢田和三郎

有限公司組織変更公告

昭和二十六年五月二十四日臨時社員総会に於て当社の組織を変更して株式会社となすことを決議しましたから右組織変更に御異議ある債権者は本公司告掲載の翌日から六十日以内に其の旨御申出下さい。

昭和二十六年十一月九日  
愛媛県南宇和郡東外海村七番耕  
地六百一番地第三

深浦製冰冷蔵有限公司  
代表取締役 西 一

株式名義書換停止公告

来る昭和二十七年一月一日より定期株主総会終了の日迄株主名簿の記載の変更を停止致します。

昭和二十六年十一月二十八日  
葛飾瓦斯株式会社

定期株主総会決議公告

昭和二十六年十一月十九日開催の当社第八回定期株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。

昭和二十六年十一月二十五日  
大阪市南区宗右エ門町四七番地  
大南地興業株式会社

資本公債

在星地

昭和 26 年 11 月 29 日 木曜日 官 報

登録番号	著作物の表示
昭和二年五月一〇、五	○著作権譲渡登録

二丁目一四二 斎藤 清衛  
倉町一 東陽書籍株式会社 (代表者  
裁判所公告 (●印は新料金)  
文 部 省

○公示催告

昭和二十六年(ヘ)第五九九号  
東京都港区芝浦新町十五番地  
申立人 上杉 治郎  
右代理人弁護士 有馬忠三郎  
右代理人弁護士 牧野 疊勇  
右復代理人弁護士 各務  
別紙表示の株券に付前記申立人より  
公示催告の申立があつたから其所持人  
は昭和二十七年六月三日午前十時迄に  
裁判所に権利を届出ると同時に株券  
を提出されたい。若し右期日迄に届出  
及提出がない場合には其の無効を宣言  
することがある。

昭和二十六年十一月一日

(別紙) 目録 東京簡易裁判所  
裁判官 大竹 緑

株券発行者 三井倉庫株式会社取締役  
役社長 武田正泰

最終株式名義人 牧野美津子

最終株式所持人 上杉治郎

●昭和二十六年(家)第一三九一号  
本籍並びに最後の住所千葉県千葉郡津田沼町大久保四百十六番地  
不在者 市角留次郎

○失踪に関する届出の催告  
右不在者に対し、申立人市角喜次郎より失踪宣告の申立があつたので、不在者は昭和二十七年六月二日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしない時は、失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄に其の生死を届出をして下さい。

昭和二十六年十一月十三日

明治十三年四月十二日生  
千葉家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第三五六六号  
本籍大阪府中河内郡矢田村大字住道九百五番地の三  
大正二年九月十八日生  
昭和二十年八月十四日 朝鮮羅南所屬部隊 第一四二警備大隊(朝鮮)  
第七六一三部隊 吉田隊

今次戦争による生死不明者  
階級不明 田中 敏夫

最後に判明している年月日所在場所  
中惠美子から失踪宣告の申立があつたから右生死不明者は昭和二十七年六月三日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある。又その生死不明者の生死を知つてゐる方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月十九日

●昭和二十六年(家)第一四二一號  
本籍並びに住所長崎県西彼杵郡脇岬村二七四六番地  
申立人 熊 キ

右の者に対し大阪府中河内郡矢田村大字住道九百五番地の三利害関係人田中惠美子から失踪宣告の申立があつたから右生死不明者は昭和二十七年六月三日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある。又その生死不明者の生死を知つてゐる方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月十九日

大阪家庭裁判所

所に生存の届出をされたい。又不在者の生死を知つて届出をしないと失踪の宣告を受けるとになる。又不在者の生死を知つて届出をしなる。又不在者の方も右期日迄に届出をされたい。

昭和二十六年十一月二十一日

長崎家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第五三四号

本籍並びに住所秋田県能代市荷入  
田字合ノ野十番地

申立人 大高シヅ  
大正十一年一月七日

市荷八田字合ノ野十番地

不在者 大高 基  
大正四年十月二十七日

秋田家庭裁判所能代支部

大正四年十月二十七日

所に生存の届出をされたい。若しそうになつたから不在者は昭和十七年五月三十日前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。

右の不在者に対し申立人より失踪の宣告を受けれる方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月十五日

当会社は昭和二十六年十月二十日の臨時株主総会の決議により解散したので当会社に対して債権を有する方には第一回公告掲載の日から二ヶ月以内に御申出下さい。若し右期間に御申出のないときは清算より除されます。

昭和二十六年十一月二十日

立川市富士見町四丁目三七番地

藤木製材木工株式会社

清算人 村野

会社その他の公告

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十五年九月三十二日株主総会の決議により解散しまして当会社に対して債権を有せられた方は第一回公告掲載の日から二箇月に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致す。

昭和二十六年十一月二十七日

解散公告(第一回)	当会社は昭和二十六年十月三十日 金沢市蘭田町四十番地、四番地 清算人 井沢工業株式会社 清算人 佐伯	解散公告(第二回)	当会社は昭和二十六年十一月二十二日 東京都港区芝西久保桜川町二 番地 極東ベアリング株式会社 清算人 石田
解散公告(第一回)	当社は昭和二十六年十月三十日 金沢市蘭田町四十番地、四 番地 九十五番地 三共被服有限 公司 清算人 川上	解説	当会社は昭和二十六年九月三十日 主総会の決議により解散した。当社 に対する債権者はこの公告の日から 月以内に申出されたい。若し右期間 内に申出がないときは清算から除け られます。
解散公告(第一回)	当会社は昭和二十六年十一月十五日 大阪府中河内郡盾津町大字 九十五番地 清算人 川上	解説	当会社は昭和二十六年十一月二十七日 東京都港区芝西久保桜川町二 番地 極東ベアリング株式会社 清算人 石田

のな御第で社には日の日にははるたの方申御内しま

文部省公告

登録番号 年月日  
著作物の表示  
著作の年月日  
発行または興行の年月日  
の著作者  
の氏名者  
登録の目的  
著作権

最終株式所持人　上杉治郎

る方も右期日迄に届出をさせ  
昭和二十六年十一月二十  
長崎家庭

は第一回を拂事の上に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

株券発行者	三井倉庫株式会社取締役社長武田正泰
最終株式名義人	牧野美津子
最終株式所持人	上杉治郎
○失踪に関する届出の催告	
●昭和二十六年(家)第一三九一號	
本籍並びに最後の住所千葉県千葉郡津田沼町大久保四百十六番地	
不在者 市角留次郎	
明治十三年四月十二日生	
右不在者に対し、申立人市角喜次郎より失踪宣告の申立があつたので、不在者は昭和二十七年六月二日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若し其の届出をしない時は、失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄に其の生死を知つて居ることになる。	
届出をして下さい。	
昭和二十六年十一月十三日	
千葉家庭裁判所	
●昭和二十六年(家)第三五六六号	
本籍大阪府中河内郡矢田村大字住道九百五番地の三	
最後に判明している年月日所在場所	
昭和二十年八月十四日 朝鮮羅南	
所属部隊 第一四二警備大隊(朝鮮)	
第七六一三部隊 吉田隊	
今次戦争による生死不明者	
皆吸不明	

●昭和二十六年(家)第五三四  
本籍並びに住所秋田県能代市荷八田字合ノ野十番地  
申立人　大正十一年十一月二十日  
不在者　大正四年十月三十日午前九時  
右の不在者に対し申立人、告の申立があつたから不在所に生存の届出をされたいと失踪の宣告になる。又不在者の生死を知らない。又不在者の生死を知らない。又不在者の生死を知らない。又不在者の生死を知らない。  
昭和二十六年十一月十五日  
秋田家庭裁判所

株主総会の決議により解散しましたので当会社に對して債権を有せられる方には第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月二十七日
東京都港区芝西久保桜川町二十番地 極東ペアリング株式会社
清算人 石田 錠
解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年九月三十日社員総会の同意により解散しましたので当社に對して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十六年十一月二十七日
東京都大田区糀谷町四丁目一三五七番地
合資会社東洋テラソ工業所 清算人 鈴木 舎治
解散公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十一月五日株主総会の決議に依り解散した当会社に対する債権者はこの公告の日から二箇月以内に申出られたい。若し右期間内に申出がないときは清算から除斥致します。

